

秋田北IC～五城目八郎潟IC間(上下線)夜間通行止め時迂回路図

【通行止め区間・日時】

秋田北IC～五城目八郎潟IC間(上下線)

①令和3年8月16日(月)～10月8日(金) 毎夜20時～翌6時 35夜間

※夜間通行止めは、平日の20時から翌朝6時まで行います。

(金曜日の夜間工事は土曜日の早朝6時まで行います)



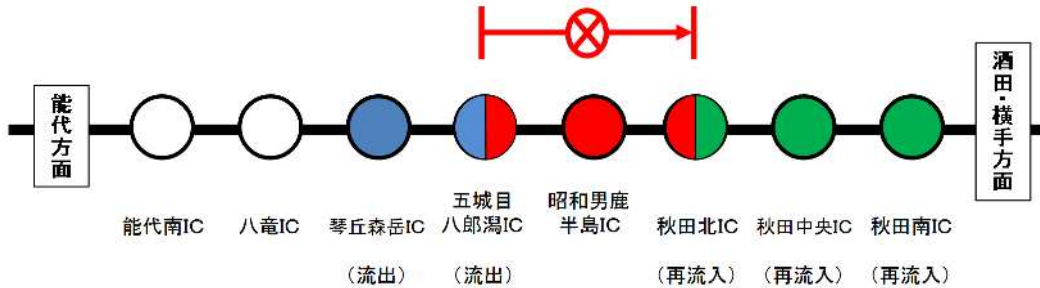
■ 迂回路比較

	経路	距離	時間
通常	秋田北IC⇒五城目八郎潟IC間	約21.4km	約17分
一般道 迂回経路	秋田北IC⇒ <u>県道41号</u> ⇒ <u>国道7号</u> ⇒ <u>県道15号</u> ⇒五城目八郎潟IC	約23.1km	約30分

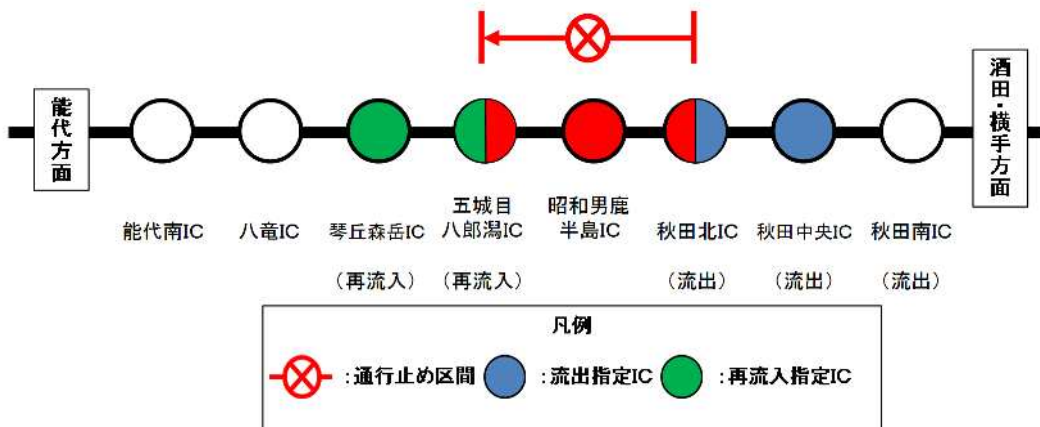
乗継料金調整について

乗継料金調整の対象となるICは下図「流出IC」、「再流入IC」を利用した場合のみとなります。

秋田自動車道 上り線をご利用の場合



秋田自動車道 下り線をご利用の場合



◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡しください。

◆乗継料金調整に関する注意事項

- 通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。
- 岩城方面へご走行の方は、秋田南ICからは再流入できません。